

意見まとめシート:内容についての再検討が必要な項目(未審議項目)

検討No.	整理番号	項目	修正の方向性	回答数	左記の理由と内容	左記項目の対応(案)	
こども①	7	(4)	人材育成	修正不要	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの権利条例に明記すればよいと思う。</li> <li>○この人材育成は、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成ということで、「子どもの意識を高める」という点は、ここでは含めなくてよいのではないかと思う。</li> <li>○本条は、自治に関して人材育成をどのようにするかを記述しているのであり、具体的なまちづくりの方向までを示すものではないので修正は必要ないと考えます。教育をはじめとして、福祉や環境や公共交通などまちづくりに関する基本方針は総合計画で押えてありパブリックコメントも実施されるので、そちらで十分であると考えます。</li> <li>○市民自治推進の確立に何が必要かが説明されているので素案どおりでよいと思う。</li> <li>○この項目の人材育成は「地域を担う人材を育成」という地域づくりに関する基本方針は総合計画で押えてありパブリックコメントも実施されるので、そちらで十分であると考えます。</li> </ul>	<p>①「こどもたちの育成」を広く教育一般の観点で捉えた場合、自治の基本的な理念と仕組みを定めるこの条例に記載すべき案件ではないと考える。(教育という「分野」をこの条例に記載することの妥当性はないのではないかと)</p> <p>②自治に関する人材育成と捉えた場合、こどもに限らず、年代を問わず大切なことではないか。</p> <p>以上から、修正するならば、下記のとおりとしてはどうか。(修正案)</p> <p>○7-(4)「人材育成」の説明の3段目(P29) 「人づくりは地域づくり」と言われるように、「人材育成」を市長等と市民とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえることによって、相互に連携してあらゆる世代を対象として様々な機会を提供していくことが重要と考えます。</p>
				条文	0		
				説明	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりの人材育成は、生涯学習と表裏一体の世界という考え方が大切です。元掛川市長の榛村先生の公開講座での話は、大変感銘を受けました。自治基本条例であれ、まちづくりに大切なことは、記述する必要があると考える。</li> <li>○技術、技能、歴史、文化、伝統等々を、次代を担う青少年、子ども達へいかに正しく継承するかは市にとっても大切であるし、大きな課題でもあらうと思われまます。説明の中で「青少年、子ども達の人材育成」に力を注ぐ旨の記述を加えられないか。</li> </ul>	
その他①	1	(2)	定義	修正不要	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市政運営」か「自治」どちらでもよい。</li> <li>○「市政運営の公共的な目的を果たすため」の表記は広い意味を持ち、指摘の内容も含まれると思う。</li> <li>○この「市政運営」は「協働」という言葉の定義の中での使用である。たしかに、自治は市政運営に限定されるものではないかもしれないが、「協働」という言葉の定義の中でのこの使用方法は正しいので修正の必要はない。</li> <li>基本理念における市政運営について、自治の基本を定めるという条例の趣旨から考えて「市政運営」という言葉で十分である。解説中で市政運営(住民自治、団体自治)として広い範囲でとらえることとしているのでこの点からも十分であると考えます。</li> <li>○市政運営の公共的な目的を果たすため、市民、市議会、市長等が協働することが明らかにされているのでこれでよいと思う。</li> </ul>	<p>①この条例において「自治」、「まちづくり」は「市政運営」よりも広い概念と捉えられている。</p> <p>②7-(1)の「協働」の部分と表現の整合を図る必要がある。</p> <p>以上から、下記のとおり修正してはどうか。</p> <p>○1-(2)「定義」の(5)協働の条文(P4) 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な課題の解決のため、協力して共に働くことをいう。</p> <p>○1-(3)「基本理念」の説明の中(p5一番下の行) 「市政運営(住民自治・団体自治)」⇒「自治(住民自治・団体自治)」</p>
				条文	0		
				説明	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○この条例が自治に関する限り、市民の自主的なまちづくりを拘束するものではありません。説明において、市政運営より、まちづくりは範囲が広いことを記述したらよいと考える。</li> <li>○「まちづくり」は市政運営より広い概念として捉え、「自治(住民自治・団体自治)」に修正した方がよいと考える。</li> <li>○まちづくりは市政運営より広い概念であると思う。説明の中に入れる必要があると思う。</li> </ul>	
項目新設・条文構成	0						

検討No.	整理番号	項目	修正の方向性	回答数	左記の理由と内容	左記項目の対応（案）	
その他②	3	(3)	市議会議員の責務	修正不要	7	<p>○普遍的な利益は、概念であり、例示は困難と考えます。</p> <p>○説明の中に例を記せば、市民に分かりやすくなると思う。</p> <p>○普遍的利益について、普遍的の範囲は事象によって変動するものであり常に市全体に限られるものではないこと、普遍的の言葉の中に一部のものに偏ったものではないという意味があることからこのままとする。公正について、誠実の言葉の中に公正も抱合されているので、あらためて「公正」を入れることまでは必要ないと考えます。</p> <p>○素案どおりでよいと思う。市全体の「普遍的利益」と説明されていますので例示は不要だと思う。</p> <p>○市議会議員は、市民の選挙によって選出された方々なので責務については認識されていることと思う。市民会議の中でも議論していることであるので素案のとおりが良い</p>	<p>①「普遍的利益」とは、市議会議員の一人ひとりの考え方に基づくべきものであることから、例示は困難と考える。</p> <p>②普遍的利益については、範囲が事象により変動するものであり、常に市全体に限られるものではないと考える。</p> <p>以上から、下記のとおり修正してはどうか。</p> <p>○3- (3)「市議会議員の責務」の説明の2段目（P11）</p> <p>一点目は、社会経済情勢の変化、分権型社会の進展に伴い、広範な知見が求められる議員の自己研鑽の必要性と、多様な民意をすくい上げ、<b>市全体の普遍的な利益のために活動することを責務として規定しました。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>参考：「市議会議員の責務」に係る市議会議員からの意見</b></p> <p><b>※みんなで創る自治基本条例市民会議代表者と上越市議会自治基本問題調査特別委員会との自治基本条例についての意見交換会（H19.1.27）配布の資料1のP3より抜粋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の責務として</li> <li>議員の職務を誠実に遂行し、議会の責務を忠実に実行すること</li> <li>常に自らの立場や考えを明らかにすること</li> <li>市民の代表として普遍的な利益のために活動すること</li> <li>自らの資質と能力(政策審議、政策立案等)を高めるために自己研鑽を怠らないこと を規定する。</li> </ul> </div>
				条文	1	○「普遍的な利益」には幅広い意味が含まれ具体的でないので「市全体の利益」とする。	
				説明	1	○「市全体の普遍的な利益」 ・「市全体」はもう少し広い意味の文言を考える ・「普遍的」を削除する	
				項目新設 ・条文構成	0		
				無回答	1	○「普遍的な利益」の具体例が思い浮かばない。	
その他③	4	(2)	市長の責務	修正不要	7	<p>○説明の補足は不要と考える。</p> <p>○市民の意見を聴くということは、市長・議員の責務であるが、その手法の多くは、市長・議員の心の問題であり、何が、メジャーかマイナーかを判断するのも、心の問題と考える。</p> <p>ただし、例えば、記述できるのであれば、検討も必要かと考えます。</p> <p>○広報等で広く周知できるものなので、自治基本条例に記述する必要はないものと思う。</p> <p>○代表者会議で話し合われたとおりでと思う。</p>	<p>①市民の声を聴くことは、市長の責務であるが、そのための具体的な仕組みや制度については、個別政策の問題であり、市長の創意と工夫に基づくその時々状況に応じた最善の方法によって、実施していくべきものとする。</p> <p>②市長の責務では、市民の声を聴くという「姿勢」と「仕組みづくり」の必要性を明記するものとし、具体的な制度は、現在条例化されている制度や地方自治体の基本的な制度として定着している制度のみを規定することにする。</p> <p>以上から、下記のとおり修正してはどうか。</p> <p>○4- (2)「市長の責務」の説明の2段目（P12）</p> <p>一点目は、市長が<b>広く市民の声を聴くための仕組みづくりに努めるとともに、それを受けて</b>市民の信託にこたえ、責任を持って市政運営を行い、法令に定められた権限を公正かつ誠実に執行する責務を規定しました。</p>
				条文	0		
				説明	3	<p>○市長の意見を聴くための制度や具体例を説明の中に例として入れることで、誰にでも分かりやすいものになるのではないか。</p> <p>○広く市民の声を聴いて市政に反映させることは自治の基本中の基本である。そのための仕組みを本条例ではパブリックコメント、苦情処理等、評価、としましたがこれだけでは不十分であるとする。現在実施している市民の声や市政モニターなどに加えて積極的な市民の事業提言や政策提言を聴く仕組みが必要である。また、市長への提言の場合に、その都度市長の都合を聞いて手渡すというようなことではなく、市長への提言制度を設けて適宜提出してからまとめて市長に説明するような制度が必要である。このことの条文化は相当に難しく、また基本条例という位置づけからも難しいと考えますので、説明の中に必要と具体的なイメージを示した例示を入れることが必要と考える。</p> <p>○市民の意見を聴くための仕組みや制度の整備は協働の原則からも必要と思われるので、説明のところに具体的に記述して欲しい。</p>	
				項目新設 ・条文構成	0		

検討No.	整理番号	項目	修正の方向性	回答数	左記の理由と内容	左記項目の対応（案）	
その他④	5	(7)	審議会等	修正不要	5	<p>○公募委員に一定の基準を設けることは困難と考える。(ケースバイケースでよい)</p> <p>○現状の各種審議会等の公募委員の人数を最大公約数で示されれば分かりやすいと思う。(説明の中で例示)</p> <p>論点の中で、公募委員の役割について触れていますが、応募する審議会の目的に沿った役割を担うべきであり、論外だと思ふ。</p>	<p>①審議会の性格によって、公募委員が果たすべき役割は違うものと考えられることから、一概に基準を設けることは妥当ではないのではないか。(特に、審議会の委員構成がある程度細分化されている場合や、全体の人数が少ない場合)</p> <p>②原則、公募委員を含めることとしていることから、審議会ごとに、何を目的とした審議会か、公募委員の役割は何か(専門的知識をもった市民の公募のためか、生活者としての市民感覚を導入するためか等)を検討した上で、公募委員の数を決定していくべきであり、目安であっても一律に公募委員の比率を示すことは困難と考える。</p> <p>③審議会に生活者としての市民の声を反映するための方法は、各審議会の運営方法の問題であり、公募委員の導入のみで解決する問題ではないのではないか。</p> <p>以上から、下記のとおり修正してはどうか。</p> <p>○5-(7)「審議会等」の説明の2段目(P18)</p> <p>二点目は、市民参画の観点から、こうした審議会等の委員の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを規定しました。<b>市長等は、市民公募を行うに当たっては、各審議会等の設置目的、それぞれの審議会等における公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募のあり方を検討し、明らかにする必要があると考えます。</b></p>
				条文	0		
				説明	5	<p>○市民公募を規定し、かつ、説明していますが、公募の趣旨から、市民参画の役割を記述し、個々の審議会などで公募比率を適切に設定する必要があると記述しては、如何かと考える。</p> <p>○公募委員は審議会の性格によって果たすべき役割は違うと考えず専門的知識をもたない普通の一般市民の感覚を導入するために生活者としての市民の声を入れるために審議会の委員構成に含めるべきと考える。(追加)</p> <p>○公募については、生活者の感覚や声を入れるためのものとして、最低限の目安は入れておきたい。</p> <p>○施策の策定に当たって市民の声を反映させることは自治の基本である。そのための1つの方法として各種審議会の委員に公募市民に入ってもらふことが必要であり、実効性ある公募制度が必要である。実効性を持つためには一定割合の公募数が必要である。ここでは、市民公募の趣旨と必要性を解説の中に分かりやすく入れることが必要であると考えます。公募数については実効性のため一つの目安として割合を示せばよいと考える。自治の基本に関することは本条例(解説を含む)できちんと押えておく必要がある。</p> <p>○審議会等の委員の選任にあたっては委員数と数値で示せないか。例えば10名の委員が必要の場合、そのうち市民公募委員を半数の5名とする。</p> <p>このことを条文に入れられなければ説明のところに入れて欲しいと思ふ。</p>	
				項目新設 ・条文構成	0		

検討No.	整理番号	項目	修正の方向性	回答数	左記の理由と内容	左記項目の対応（案）	
その他⑤	5	(8)	パブリックコメント	修正不要	7	○全ての計画、条例を対象とする考えは合理的ではないと思う。	<p>①本件は、パブリックコメント条例の制定の際に、検討すべき案件と考える。</p> <p>②全ての計画、条例を対象とする考えは合理的ではないのではないかと。</p> <p>以下のとおり、修正してはどうか。</p> <p>○5- (8)「パブリックコメント」の説明の最終段落 (P19)          なお、パブリックコメントの対象事案等については、その条例の中で規定することを想定していますが、対象とする案件の範囲は、制度の根幹に関わる問題となることから、その選定の根拠について明確にする必要があると考えます。</p>
				条文	2	<p>○「基本的な計画又は条例等を議会に・・・」とする。理由は提出意見のとおりだが、市民生活にほとんど関係がない条例があって、パブリックコメントの意味が無い条例があるのであれば「原則として」等として、その旨を解説に記せば良いと考える。また、条例の基本にかかわる改正の場合もパブリックコメントが必要ですが、上位の法律が変わったための文言修正の場合はパブリックコメントの必要はないので、「原則として」と表現する方法が考えられる。</p> <p>○市民本位の市政運営を目指すという考え方であるならば、すべての条例をパブリックコメントの対象にする必要があると思う。</p>	
				説明	1	○パブリックコメントを実施するかどうか、どこで誰が決めるのか。「原則すべての条例」とすることで、慎重な審議の下に実施されると考える。	
				項目新設 ・条文構成	0		
その他⑥	9	(2)	他の自治体等との連携	修正不要	7	<p>○努力規定でよいと思う。</p> <p>○基礎自治体としての上越市内をどう治めるかであり、他自治体との連携が主目的ではないと考えます。</p> <p>○「連携できない場合」について、代表者会で説明してください。</p>	<p>①相手方の意向によっては、連携ができない場合もあることから、努力規定とすることが妥当と考える。</p> <p>②事案によっては、連携及び協力することが、すべて当市や地域にプラスの影響を及ぼすとは限らないので、積極的に努力はするが、結果として連携及び協力できない場合も想定される。</p> <p>以上から、原案のとおりとしてはどうか。</p>
				条文	2	<p>○文章表現の問題かもしれないが、「努めなければならない」⇒「前向きに取り組まなければならない」</p> <p>○(3)の記述と合わせて「積極的に行うものとする。」とする。相手の意向～、に関してはこちらの姿勢を示すものであるので考慮する必要はないものと考えます。</p>	
				説明	1	○「他の自治体との連携及び協力に努めなければならない」とあるが、「積極的に行うものとする」とした方がよいと思います。	
				項目新設 ・条文構成	0		